

予報業務の許可等に関する審査基準の一部改正について

気象庁総務部情報利用推進課

1. はじめに

気象業務法における予報は、国民生活や企業活動に密接に関わっていることから、技術的な裏付けのない予報が広く社会に発表された場合、その予報に基づいて行動した者に混乱や被害を与えるなど、社会の安寧を損なう恐れがあります。このため、気象業務法第17条第1項の規定により、気象庁以外の者が予報業務を行おうとする場合は、気象庁長官の許可を受けなければならないとされています。

予報業務許可の審査は、「予報業務の許可等に関する審査基準、標準処理期間及び処分基準（気象庁長官通達）」（以下「審査基準」という。）によって行われます。

このうち、高潮について、気象庁では、高潮警報・注意報等を発表するとともに、各地の気象台が自治体等と緊密に連携し、高潮も含めた台風等による災害への防災対応を支援しています。一方、近年、高潮についてのシミュレーション技術が向上してきているほか、平成30年台風第21号で発生したような高潮に対し、防災機関や事業者による、地域や施設ごとの状況に即した高潮防災対応の重要性が、改めて認識されたところです。気象庁では、高潮予測に係る社会や技術の情勢を踏まえ、これら防災機関や事業者の高潮防災対応を支援するために、高潮に関して予報業務許可の審査基準を改正することを検討しています。

2. 改正案のポイント

高潮は主に台風の接近に伴って発生します。高潮は台風の進路のわずかな違いで大きく変化するため、その予想は誤差が大きくなりやすい特性があります。高潮予報の利用にあたっては、このような予測の不確実性を十分に考慮する必要があります。このような高潮予報の特性を踏まえ、以下のような審査基準の改正案を検討しています。

- ・ 利用者を契約等によって特定し、利用者に対する事前の説明を厳密に求めること等の条件を付すことで、国民の防災対応や防災行動の混乱を生じないようにする。
- ・ 気象庁の台風予報との整合性の観点も踏まえた上で、気象庁以外の機関が作成元である高潮の予測資料を用いることにより、気象庁が作成する予測資料より長い予報期間を可能とする。

- ・ 従前の基準により気象予報士を置くこととすることで、高潮の予測に用いる台風の進路・強度予測が持つ予測の不確実性を踏まえた予報が提供されるようにする。

3. 改正案の概要

(1) 利用者の特定及び利用者に対する説明等について

気象庁の高潮警報等と事業者による高潮予報が提供先の制約なく併存すると、国民の防災対応や防災行動の混乱が懸念されることから、予報業務許可事業者（以下、事業者と呼ぶ。）による予報では利用者を特定し、予報に関する責任の所在等の利用者への説明を厳密に求める等の条件を付すこととする。

(2) 高潮警報等との併記について

高潮特別警報や高潮警報が発表された区域では、利用者が警報事項と事業者の予報を同時に確認できるよう配慮することで、利用者において防災対応等での混乱が生じないようにする。高潮注意報については、同様の措置について配慮に努めることとする。

(3) 予報期間等について

高潮の予報期間は、台風予報の技術的限界を踏まえ、予報期間は気象庁の台風予報と同じ 120 時間先までとする。気象庁以外の機関が作成元である高潮の予測資料（以下、独自の予測資料と呼ぶ。）を予報に用いる場合は、気象庁台風情報との整合性の観点から、気象庁が提供を予定する高潮の予測資料（高潮モデル格子点値・高潮ガイダンス格子点値）の予報時間である 39 時間先までは、気象庁の予測資料と独自の予測資料とを併用することとする。

(4) 気象予報士の設置の基準について

高潮の予測に用いる台風の進路・強度予測が持つ予測の不確実性を踏まえた予報を提供するため、従前通り、気象業務法施行規則第 11 条の 2 第 1 項に規定する設置の基準により、気象予報士を設置することとする。

(5) 現地観測値の収集について

高潮予報を行うにあたり、潮位の実況を予報業務の目的に応じて適切に把握する必要があるため、予報を行う対象区域、または、その区域周辺で、少なくとも 1 か所の潮位観測を収集することとする。

4. 今後のスケジュール（予定）

令和元年 8 月	パブリックコメント
令和元年 10 月	審査基準 制定
令和元年 12 月	審査基準 施行（高潮の予測資料の配信開始）

5. 参考資料

(1) 気象業務法施行規則（昭和二十七年運輸省令第百一号）抜粋

（気象予報士の設置の基準）

第十一条の二 法第十七条第一項の規定により許可を受けた者（地震動、火山現象又は津波の予報の業務のみの許可を受けた者を除く。）は、予報業務のうち現象の予想を行う事業所ごとに、次の表の上欄に掲げる一日当たりの現象の予想を行う時間に応じて、同表の下欄に掲げる人数以上の専任の気象予報士を置かなければならない。ただし、予報業務を適確に遂行する上で支障がないと気象庁長官が認める場合は、この限りでない。

一日当たりの現象の予想を行う時間	人員
八時間以下の時間	二人
八時間を超え十六時間以下の時間	三人
十六時間を超える時間	四人

2 （略）

(2) 「津波の予報業務許可等の申請の手引き Ⅲ. 許可等の条件の解説」抜粋

（利用者の特定及び利用者に対する説明等）

(3) 事業者は、契約等に基づき予報の利用者を特定し、あらかじめ次のことについて、利用者のすべてに対して説明(*)をするか、若しくは、利用者の一部の者に説明するとともにそれ以外の利用者が説明を受けるよう必要な措置を講ずること。さらに、予報の提供時にもその説明内容が想起されるよう予報内容に簡易の説明文を付加するなどの措置を講ずること。

- ・ 気象庁が行う津波警報等ではなく事業者が行う津波の予報であること（責任の所在）
- ・ 気象庁と異なる数値の予想が出ることがあっても、気象庁の津波警報等との整合性は保たれていること（津波警報等との関係）。
- ・ 事業者の予報の精度、対象区域、予報の更新の条件等の利用に当たっての留意事項（利用上の留意事項）。

(*)説明事項を記した書面の配布や、画面に表示した説明を読まずとも承諾が可能などの簡易な方法によるものは、説明事項が正しく認識されないおそれがあるため、説明が行われたものとはみなされない。

予報業務許可事業者の津波の予報を、予報の責任の所在、津波警報等との関係、予報の利用上の留意事項を知らない者が受けた場合、受けた予報が誤った認識のもと利用されることにより、混乱を生じ、最悪の場合は津波からの避難の遅れなどにつながる可能性があります。

そのようなことが起きないように、予報業務許可事業者は利用者を特定して、その利用者に対して予報の責任の所在、津波警報等との関係、予報の利用上の留意事項を説明した上で予報サービスを提供する必要があります。個人に対して予報を提供する契約をするときには利用者はその契約者に特定されますので、契約者に対して必要な説明を予報業務許可事業者自らが行う必要があります。一方で、法人等に対して予報を提供する契約をするときには、その法人内で予報を利用する可能性のある者を特定（例えば、社員全員、管理職全員、総務課全員等）した上で、その特定された者が説明を受けた上で予報を使用するような措置を講じる必要があります。具体的には、予

報業務許可事業者が自ら対象法人内で説明会などを開いて説明する方法や、予報業務許可事業者が対象法人の担当者に説明を行った上で、対象法人の担当者以外については説明を受けた対象法人の担当者による説明会を開催する方法などが考えられます。

また、津波は頻度の高い現象ではないため、最初に受けた説明を利用者が忘れてしまうことも想定されることから、実際に予報を提供する際には、あらためて説明内容が想起されるよう予報内容に簡易の説明文を付加するなどの措置を講ずることが必要です。

以下、説明事項に関する補足説明です。

(責任の所在)

提供される津波の予報が、気象庁の津波警報等ではなく、予報業務許可事業者独自の予報であることを説明してください。

(津波警報等との関係)

津波警報等は、津波から国民の命を守ることを目的として気象庁が発表している情報であることを説明してください。また、津波の予報が提供された際に利用者が無用な確認行動をとって避難が遅れるなどの事態を避けるため、予報業務許可事業者が発表する津波の高さなどの数値が気象庁の津波警報等と異なる場合があっても、その数値の違いは、予報の目的、予報対象範囲、予報の表現方法の違い等によって生じる違いであることを説明してください。

(利用上の留意事項)

予報業務許可事業者の津波の予報を適切に利用する上では、その予報の精度、対象区域、予報の更新の条件等の留意事項を理解していることが重要ですので、これらの事項について利用者に説明する必要があります。

例えば、予報業務許可事業者から「〇〇港で津波の高さ Δm を予想」という予報が提供された場合でも、

- ・「高さ Δm の予想」と発表した場合、発表した数値が予想される津波のうちの上限值（平均値、中央値など）を表現しているのか、 Δm を中心にある程度の幅をもったものなのか（場所（場合）によっては、予想した値を超える可能性もある、といった定性的な説明も可）
- ・具体的に〇〇港のどこの場所の予想なのか、あるいは〇〇港の中でもっとも高くなる場所の予想なのか
- ・この予報の有効期限はいつまでなのか、今後、更新される可能性があるのか？
- ・津波観測値をもとに予報を行う場合、もとなる観測値は津波によるものに限られるのか、津波以外の要因も含まれる可能性があるのか、津波以外の要因が観測値に含まれていた場合に予報をどのように扱うのか（予報を取り消す、修正した予報を行う等）

などの予報を利用する上での留意事項を理解していないと、正しく利用することができません。

また、予報提供時にも、利用者に説明したこれらのことが改めて想起されるよう簡易の説明文を付けるなどの措置を講ずる必要があります。

(例 「この予報は〇〇社による予報です。津波の高さは〇〇港内で予想されたもっとも高い数値ですが、場合によってはこれよりも高くなることもあります。」等)